

事業者による特殊詐欺被害防止対策協力事業の参加に関する確認書

第1 目的

事業者による特殊詐欺被害防止対策協力事業（以下「本事業」という。）は、埼玉県警察本部が特殊詐欺被害防止対策を図る上で、生活安全部生活安全総務課（以下「生活安全総務課」という。）を窓口として、協賛店の理解と協力の下、県民による特殊詐欺被害の防止に関する自主的な活動の促進を図ることを目的とする。

第2 定義

本事業において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 事業者による特殊詐欺被害防止対策協力事業 生活安全部生活安全総務課長（以下「生活安全総務課長」という。）が発行する証明書を受領した個人（以下「利用者」という。）が、本事業の目的に賛同し、本事業への参加を申し出た協賛店で証明書を提示することにより、当該協賛店において割引等の優遇特典を受けることができる事業をいう。
- (2) 証明書
 - ア 特殊詐欺水際防止功労者証（別記様式第1） 特殊詐欺等の被害を未然に防止し、警察署長から感謝状を受領した者に対して、生活安全総務課長が交付する証明書をいう。ただし、公務員、社会通念上、当然特殊詐欺を阻止するための行動を取ると考えられる家族間、金融機関職員、電子マネーを販売している店舗の店員等には交付しない。
 - イ 留守番電話設定認定証（別記様式第2） 特殊詐欺被害防止対策として、生活安全総務課長が実施する留守番電話設定テストの合格基準を満たした者に対して、生活安全総務課長が交付する証明書をいう。

なお、留守番電話設定テストについては、県内に居住する65歳以上の高齢者を対象に希望者を募集し、応募者の中から無作為に抽出した者に対して2回にわたり架電するものであり、自宅の固定電話を留守番電話に設定しており、適切に活用していることを生活安全総務課長が認める者を合格者とする。
- (3) 協賛店 埼玉県特殊詐欺撲滅条例（平成31年埼玉県条例第8号）及び本確認書に基づき、前記第1の目的に賛同し、利用者に対して優遇特典の提供を行う事業者等で埼玉県警察のホームページ（以下「ホームページ」という。）に事業者等の所在地、名称、優遇特典の内容等を協力事業者一覧として掲載されたものをいう。
- (4) 優遇特典 利用者が受けることができる利用料金及び商品価格の割引、飲食物の進呈等を始めとする協賛店が独自に決定した各種特典のことをいう。

第3 事務局

本事業の事務を処理するため、事務局を生活安全総務課特殊詐欺対策係（以下「事務局」という。）に置く。

第4 協賛の手続等

- 1 本事業について、協賛店への参加を申し出る事業者等は、本確認書の内容に賛同した上

で、事業者等ごとの特殊詐欺被害防止協力事業者協賛申出書（別記様式第3。以下「申出書」という。）を作成し、事務局に提出するものとする。ただし、複数の店舗等を運営する事業者は、事前に生活安全総務課長に相談の上、申出書に一覧を付して申し出ることができるものとする。

2 次のいずれかに該当する業種又は事業者及び優遇特典の内容は、本事業への参加を認めないものとする。

(1) 参加できない業種又は事業者

ア 埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）に規定する暴力団若しくは暴力団が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずるものが経営するもの

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で許可又は届出を要するもの

ウ 消費者金融に係るもの

エ たばこ及び酒類に係るもの

オ ギャンブルに係るもの

カ その他生活安全総務課長が適当でないと認めるもの

(2) 認められない優遇特典の内容

ア 法令等に違反しているもの

イ 公序良俗に反しているもの又は反するおそれのあるもの

ウ 政治性又は宗教性のあるもの

エ 誇大又は虚偽のおそれがあるもの

オ その他本事業の趣旨から適当でないと生活安全総務課長が認めるもの

3 協賛店の決定は、前記2のいずれにも該当しないことを確認し、ホームページの協力事業者一覧に掲載することをもって行う。

4 生活安全総務課長は、協賛店決定後に、本事業の円滑かつ適正な運営を図る上で支障があると認めるときは、事前に協賛店に通知した上で協賛店の決定を取り消すことができるものとする。

5 協賛店は申出書の内容を変更又は廃止しようとする場合は内容変更・廃止届（別記様式第4）を原則1か月前までに事務局に提出するものとする。ただし、優遇特典として提供する物品の在庫不足等やむを得ない事由による一時的な変更を行う際は、この限りではない。

第5 参加の期間

協賛店による本事業への参加の期間は、協力事業者一覧に掲載した日から翌年の3月末までとする。ただし、協賛店から期間満了の1か月前までに参加について継続しない旨の申出がないときは、1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

第6 特殊詐欺被害防止協力事業者証の交付等

1 生活安全総務課長は、協賛店に対し、特殊詐欺被害防止協力事業者証（別記様式第5）を交付するものとする。

2 協賛店は、特殊詐欺被害防止協力事業者証を、受付等の利用者に見えやすい位置に掲示することができるものとする。

3 第4の4及び5の規定により協賛を廃止するときは、廃止の日以降、特殊詐欺被害防止協力事業者証を掲示してはならないものとする。

第7 証明書の交付等

生活安全総務課長は警察署長と連携し、特殊詐欺水際防止功労者証及び留守番電話設定認定証を交付するものとする。

なお、発行した証明書は、その理由を問わず、再発行は認めないものとする。

第8 証明書の取扱い

- 1 証明書の利用方法は次のとおりとすることから、生活安全総務課長は、利用者及び協賛店に対し、その利用方法を教示するものとする。
 - (1) 特殊詐欺水際防止功労者証の裏面の利用枠は3枠とし、利用者は3回まで利用できる。
 - (2) 留守番電話設定認定証の裏面の利用枠は1枠とし、利用者は1回のみ利用できる。
 - (3) 協賛店は、優遇特典の提供に際して、利用者に対し証明書の提示を求め、証明書裏面の利用枠内に利用日及び事業者印等を押印する。この場合において、協賛店は、利用者の個人情報を取得しない。
 - (4) 証明書裏面の利用枠に余白がない、又は発行日から1年を経過した証明書は、無効とする。
 - (5) 証明書は、利用者が所有権を有し、裏面の利用枠に余白がない場合又は発行日から1年を経過した場合であっても、利用者が保有することから、回収することなく返還するものとする。
- 2 生活安全総務課長は、利用者に証明書を交付する際、次の遵守事項等を周知させるものとする。
 - (1) 証明書を不正に使用し、又は他人に貸与し、若しくは譲渡しないこと。
 - (2) 証明書1通につき、同一協賛店での利用は1回までとする。
 - (3) 証明書を紛失した場合は、事務局に届出すること。
 - (4) 利用する際は、協賛店における利用規約等に準ずること。
 - (5) (1)から(4)までの事項に違反して、協賛店に損害を与えたときの賠償責任は、証明書の所有者本人が負担する。
- 3 生活安全総務課長は、前記2の(3)により届出を受けた場合、協賛店にその証明書の番号を通知するものとする。

第9 利用者との紛議

協賛店は、優遇特典内容を誠実に履行し、利用者との紛議防止に努め、紛議が発生したときは、両者間で解決を図るものとする。

第10 広報

生活安全総務課長は、本事業を効果的に運営するため、次による広報を実施する。

- (1) 協力事業者一覧の配付
利用者に対し、証明書を交付する際、協力事業者一覧を配付すること。
- (2) ホームページへの掲載
協力事業者一覧をホームページに掲載し、本事業の周知を図ること。

第11 その他

この要綱に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、必要に応じて協賛店と生活安全総務課長が協議してその対応を決定するものとする。